

氏名	たけだ なおひろ 武田直大
学位(専攻分野)	博士(法学)
学位記番号	法博第63号
学位授与の日付	平成20年3月24日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
研究科・専攻	法学研究科法政理論専攻
学位論文題目	不当条項規制の効果確定 ——ドイツ約款法における時価条項および救済条項の問題を例に——

論文調査委員 (主査) 教授 潮見佳男 教授 山本 豊 教授 山本敬三

論文内容の要旨

不当条項規制(約款の内容規制)の効果について、条項全部無効・一部無効の議論がある。従来の議論において、条項全部無効説は、予防・制裁ないし帰責を根拠とし、さらに近年では段階的な判断枠組みの構築に向かっている。それに対して、条項一部無効説は、様々な原理的考察を加えているが、概括的な考慮の域を出ていない。また、解釈による規制も論じられている。このような議論状況において、本論文は、予防・制裁といった観点から条項全部無効を基礎付けることを疑問視し、他方で条項一部無効説からそれに代わる判断枠組みが導かれない点を問題とし、これまでも度々参照されてきたドイツ法の議論を再び参考にして、検討を加えたものである(第1章)。

「ドイツ法における議論状況」(第2章)では、ドイツ約款法における内容規制の効果論について、議論の概観を示す。まず、判例・通説の判断枠組みにおいては、無効範囲の確定段階と無効部分の補充段階とが、区別されている。さらに、前者において、規制対象の確定問題と効力維持的縮減の問題とが区別され、効力維持的縮減は拒絶される。また、無効部分の補充段階においては、任意法と補充的契約解釈とが考えられており、許容されない効力維持的縮減と許容される補充的契約解釈とは区別されている。つづいて、判例・通説を批判する見解として、大きく集約すると、効力維持的縮減許容説と補充的契約解釈否定説が挙げられる。効力維持的縮減許容説は、規制対象の確定、効力維持的縮減、補充的契約解釈のそれぞれを限界付けることは困難であり、効力維持的縮減も認めてよいとする。そして、任意法を妥当させることによって、契約相手方が不当な利益を得ることになることを批判する。これに対して、補充的契約解釈否定説は、主として約款法規説を出発点とするものであり、無効範囲の確定については判例・通説と同様に考えるものの、契約ではない約款を補充する制度として、両当事者の自己決定に立脚した制度としての補充的契約解釈を用いることを批判する。以上のようなドイツにおける議論の概観を踏まえて、本章では、無効範囲の確定問題について検討を加える。それによると、無効範囲の確定は、規制対象たる個別規定への分割に尽きるものである。効力維持的縮減は、代替規律の選択肢として、任意法と対比されるべきものであり、無効基準と適正基準との区別を前提としたリスク配分の観点から、法の命じる代替規律として、後者が選択される。

「いわゆる時価条項判決の問題について」(第3章)では、では、補充的契約解釈に関する議論として、激しい議論を巻き起こした新車販売約款における時価条項の問題を検討する。しばしば長期の引渡期間を有する新車販売契約においては、引渡時に効力を有する売主のリスト価格が妥当する旨の時価条項が使用されていた。この条項は、団体訴訟において無効とされたが(第一時価条項判決)、それにつづく個別訴訟において、補充的契約解釈を介して売主の価格改訂権が認められた(第二時価条項判決)。

時価条項に関しては、内容規制以前に、そもそも両当事者がいかなる価格合意をしたかという問題がある。この問題については、契約締結時に確定価格を合意していないとする価格留保説と、確定価格が合意されているが、時価条項によって価格改訂が留保されているとする価格改訂留保説が、対立している。判例は、価格改訂留保説を支持している。また、事後的に価格改訂合意がされていたのではないかという問題があるが、買主にとって、契約締結後の引き上げられた価格の提示は、

売主による価格改訂権の行使に過ぎず、申込みとしての意味を有するものではない。したがって、事後的な価格改訂合意も認められない。

次に、時価条項のような価格改訂条項の内容規制においては、審査基準として、条項の定式自体において価格引上げの範囲を増加費用に限定するという具体化の要請、および、買主に対する解除権の付与が挙げられる。時価条項は、これらの基準をいずれも満たしておらず、無効と評価される。このとき、時価条項は条項の一部が不相当な事例ではなく、したがって、そもそも効力維持的縮減によって不相当性を治癒することができない。

もっとも、時価条項が無効とされた場合に、補充的契約解釈が可能かという問題を巡って、そもそも契約に欠缺が生じるのかという問題がある。契約締結時に合意された価格が存在する以上、欠缺が存在しないとも考えられる。しかしながら、長期の契約においては、契約締結時の価格に拘束されるという契約上のリスク配分を前提とすることができないところ、改訂規律が存しないという点で、欠缺が生じる。そして、価格改訂を可能にする規律を任意法に見出すことができないため、補充的契約解釈が要請される。その結果、売主に価格改訂権が認められる。ドイツにおける通説的見解は、約款使用者が約款の無効を認識していた場合には、補充的契約解釈も認められないとする。しかしながら、そのような見解は、補充的契約解釈が無効な約款規定の一部維持につながることを前提とするものであり、支持することができない。ここでの補充的契約解釈は、約款の無効を作動因とするものであるが、契約の長期性から導かれているものであり、無効な約款規定の一部維持ではない。このように、無効とされた約款以外の部分に、具体的な手がかりが存在しており、それによって両当事者の自己決定へと係留することができるならば、補充的契約解釈は認められてしかるべきである。

「救済条項の問題について」(第4章)では、救済条項(salvatorische Klausel)を扱う。救済条項は、一般に、個別規定の無効が契約全体の無効をもたらさないことを規定する維持条項ないし一部無効条項と、無効とされた規定に代わる規律の確定方法を定める代替条項からなる。

代替条項には、約款使用者の代替規律確定権限を定める条項、両当事者の代替規律合意義務を定める条項、不相当な条項が無効基準ないし適正基準へと縮減されるとする条項、具体的な代替規律を予め定めておく条項などがある。これらのうち、前三者は、約款使用者の代替規律確定権限についての規定か、裁判所に代替規律の確定を授權する規定として考えられる。少なくともこれらが約款規定である限り、これらの規定に基づいて導かれる代替規律については、適正基準を充たすことが要求される。このような事後的な代替規律の確定において、無効基準で足りるとすると、約款使用者が負う無効リスクが、完全に契約相手方へと転嫁されてしまう。これに対して、予め具体的な代替規律を定めておく場合は、約款使用者が依然として無効リスクを負担しており、このような措置は約款を細分化・精確化することによって別個の規定とする予防措置に近いものであり、無効基準に抵触しない限り認められるべきである。

これに対して、救済的条項付記は、そこから契約相手方が具体的な権利義務を引き出すことができず、透明性の観点において問題を有するものであり、そもそも契約に組入れられない。契約相手方に不透明性のリスクおよび無効リスクを負わせる理由はない。もっとも、「法的に許容される限りで」という付記が存在するだけで、それがなければ有効とされる条項が、無効とされることもない。そのような付記がなくても有効とされる条項であれば、契約相手方は、付記以外の部分から自らの権利義務を引き出すことができる。したがって、結局のところ、救済的条項付記は、無効な約款規定を有効なものとすることもできなければ、逆に、有効な約款規定を無効とするものでもない。

以上のようなドイツ法の検討の結果、次のことが確認される(第5章)。まず、不当条項規制において無効とされる範囲は、個別規定の範囲に限られるのであり、不相当と評価された個別規定は、端的に無効とされる。効力維持的縮減は、実際には代替規律の探求問題であり、法の命じる代替規律としては、リスク配分の観点から、無効基準への縮減ではなく、任意法の妥当が選択される。もっとも、代替規律の可能性は、任意法に留まるものではなく、補充的契約解釈の可能性や、約款使用者自ら定めた具体的な代替規律による可能性が開かれている。

論文審査の結果の要旨

本論文は、不当条項の内容規制において当該条項を一部無効とするのか、それとも条項全部を無効とするのかという点に関して、ドイツにおける学説と判例の展開に示唆を求めつつ、分析し、検討を加えたものである。

本論文は、まず不当条項の一部無効・全部無効の一般理論に関するドイツ法下での議論の分析をした上で、全部無効・一部無効の問題を考えるうえで決定的なのが「条項の個数」であり、「1個の条項」とされたものについてその無効を考える際には条項全部無効を採用すべきこと、そのうえで、無効とされた条項を任意法の定める適正基準、さらには補充的解釈により補充すべきことを提唱している。それを受けて、次に、この問題に関連する具体的なテーマとして、時価条項と救済条項が扱われている。時価条項とは、とりわけ長期の引渡期間を有する新車販売契約において用いられるものであって、「引渡時に効力を有する売主のリスト価格（時価）を代金額とする」旨の条項を指すところ、この種の条項の有効性をめぐり、ドイツでは、激しい議論を経て、まず時価条項を団体訴訟において無効とする最上級審判決が出（第一時価条項判決）、それにつづき個別訴訟において、補充的契約解釈を介して売主の価格改訂権を認める判決が出た（第二時価条項判決）。本論文は、このドイツにおける議論の過程を細かく整理・分析することで、当該条項の有効性、内容規制の基準、補充的契約解釈との関係について提言をしている。また、救済条項とは、無効とされた個別規定に代わる規律の確定方法を定めておく条項と、「本条項は、法的に許容される限りで有効である」という付記をした条項を指すものであるが、本論文は、これらの救済条項の有効性について、ドイツにおける条項一部無効論と条項全部無効論の対立を踏まえ、当該条項を全部無効とみるべきか一部無効にとどめるべきか、また内容規制の基準を何に求めるのかについての彼の地の議論を整理・分析している。そして、不相当と評価された条項については、具体的な代替規律を約款で定めなかった約款作成者が無効リスクを負担すべきであるがゆえに全部無効とされるべきこと、そのうえで任意法の妥当と補充的契約解釈による補充が選択されるべきことを提言している。

本論文は、時価条項・救済条項という、わが国でも不当条項規制を考える上で重要であるにもかかわらず正面から取り上げられなかった問題について、ドイツの文献を丹念に分析し、みずからの問題意識とつなげてわが国の民法学に対して解釈論的な提言をしたものであり、テーマ選択の視点およびドイツ語資料の丹念な分析という点で評価しうるものである。時価条項・救済条項が今後わが国で論じられる際にもひんばんに参照されることになるものと思われる。もっとも、本論文では、「条項の個数」をどのような観点から判断するのか、一部無効・全部無効という効果面での判断に向かう際に契約内容の自律的決定と他律的決定の関係をどのように考えるのかなど、契約の基礎理論に関する検討が今後の課題として残されている。また、自説の主張に急であり、異なる立場に対する配慮がやや手薄になるという若手研究者にありがちな論調もみられる。しかし、これらの点は、本人も課題として自覚しているところであり、特に前者の問題は、軽々に答えをみちびきだせず、むしろ今後の研究の進展に待つべきものであろう。

以上の理由により、本論文は、博士（法学）の学位を授与するに相応しいものと認められる。

なお、平成20年2月13日に調査委員3名が論文の内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。